

●香川県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和3年5月1日	ファーマシイ薬局観音寺第2	観音寺市植田町1930番地
令和3年5月1日	スター薬局四條店	仲多度郡まんのう町四條784番地5
令和3年5月10日	ほほえみ薬局	仲多度郡多度津町寿町2番37号